

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. はじめに（社長のコミットメント）

当社は、昭和51年4月の開業以来、安全で快適な輸送サービスの提供を経営の根幹として、事業を展開してまいりました。

昨年度の運転事故防止全社目標のうち有責重大事故は8年連続して「ゼロ」を達成することができました。しかしながらその他有責事故10件以内については31件と目標数値を大幅に超過する実績となり課題を残す結果になりました。入社から運転経験の浅い運転士の事故が多くを占めたため、単独乗務開始後のフォローアップ指導に取り組み、今後の事故発生ペースの抑制に取り組んでおります。

本年度はその他有責事故15件以内のうち構内事故の抑制に的を絞って、前年度の6件発生から5件以内に目標を据え、目標よりも1件でも抑え込めるよう取り組んでまいります。

お客さまに「安全」「安心」「快適輸送」を提供できるよう、全社を挙げて目標達成に向け邁進してまいります。

2026年4月1日

和歌山バス株式会社
取締役社長 佐伯 一也

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針

- 「基本動作」を守り、「安全」「安心」「快適輸送」に努めます。
- いかなる時も「法令」「規程」「規則」を守ります。
- 自然災害発生時には、安全確保を最優先します。
- 日頃からお客さまの立場で考え、技術やサービスの向上に励みます。

3. 輸送の安全に関する取組

- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令等を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2026 年度 運転事故防止全社目標

〔重点目標〕

有責重大事故	「ゼロ」
その他有責事故	15件以内
うち構内事故	5件以内

〔安全重点施策〕

- ・ パーキングブレーキを活用した発進事故の防止
- ・ マイクを活用した車内事故防止

公共交通機関としての使命を果たし、さらにお客様からの信頼を得るために上記目標の達成のため、全力で取り組んでまいります。

※目標の達成状況につきましては、2026 年度終了後に当社ホームページ上で公表いた

します。

【達成状況】 2025 年度 運転事故防止全社目標

〔重点目標〕

	目 標	結 果
有責重大事故	0 件	0 件
その他有責事故	10 件以内	31 件

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 各種運動教育指導の取り組み

	教 育・指 導	時 期	内 容
①	全国交通安全運動	4月上旬 9月下旬	広く交通安全思想の普及促進を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図る。
②	交通事故防止県民運動	7月中旬 12月上旬	県民一人ひとりに正しい交通ルールと人にやさしい交通マナーの実践を呼びかけ県民総ぐるみで交通事故の防止を図る。
③	車内事故防止キャンペーン	7月	車内事故が依然として後を絶たないことから全国一斉にキャンペーンを実施し啓発を図る。
④	年末年始の輸送等に関する安全総点検	年末年始	年末年始の安全総点検の趣旨を徹底し責任事故の絶無を図る。
⑤	お客様とともにキャンペーン	8月中旬	積極的なマイク活用により、車内転倒事故等を防止し、輸送サービス向上を図る。
⑥	全国火災予防運動	3月初旬	火災予防思想の普及促進を図る。車両火災を防止し、安全な輸送を確保する。
⑦	全国労働衛生週間	10月初旬	労働衛生に関する意識を高揚させ、運転者の健康維持を図り輸送の安全を確保する。

(2) 社内の教育及び研修

①運転者教習（在籍運転士全員）

- ・「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容に基づき実施
- ・接客接遇指導、コンプライアンス講習、非常時対応

②初任運転者教習（新規採用時）

- ・初任運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運

転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容)

- ・運転操作及び安全確認動作、機器操作、接客接遇指導等

③準初任運転者教習（大型貸切・高速バス運転士新規任命時）

- ・準初任運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）
- ・冬期凍結積雪路走行対応指導

④高齢運転者教習（適齢診断受診後）

- ・高齢運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）

⑤事故惹起運転者(随時)

- ・事故惹起者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）

⑥本社員及び営業所管理者による添乗巡視(随時)

- ・添乗票に評価を記録する

⑦早朝点呼立会指導(随時)

- ・サービス推進チーム主導で管理職が指導を行う

⑧ターミナル街頭指導(随時)

- ・駅ターミナルや街頭での指導

⑨特別教習(随時)

- ・事故や苦情惹起者対象に教習の実施
- ・乗務態度ならびに運転技術面の基礎を再教習
- ・再発者には外部機関（NASVA）の特別診断を受診させ原因の究明

⑩指導運転士養成及び育成教習(随時)

- ・法令及び諸規程、実技運転、事故防止マイク活用指導等、初任運転者教習時に同乗して育成方法の習得

(3) 営業所における教育及び研修

①監督者による添乗巡視：随時（所長、副所長、助役による添乗指導、巡視）

②デジタルタコグラフによる：随時（安全運転評価を行い、必要に応じて指導）

③ターミナル街頭指導：随時（運転士の定点指導）

④高齢者及び学童生徒の安全乗降啓発：随時（当該旅客の多い停留所での啓発活動）

⑤特別教習：随時（事故や苦情惹起者を対象に教習の実施）

⑥運転士個別面談：随時（各種運動・適性診断・健康診断結果に応じて面談）

⑦ドライブコーダー活用：随時（事故の分析や未然防止の教育）

⑧適性診断の実施：法定の時期に加えて2年ごとの一般診断と適齢診断を実施

⑨安全情報の提供(全運転士)：随時（事故、ヒアリハット映像のモニター映写）

(4) 会議及び社外講習

①管理者会議(毎月)

- ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。

- 事故発生状況報告を行う。
- 各種運動の啓発と浸透を図る。
- 各部署間業務連絡を行う。

②事故防止会議(本社と営業所：毎月／本社と営業所と労働組合：随時)

- 事故防止に対する対応策の策定及び検討
- 役員、管理職、労働組合代表間で課題共有と対策協議

③運転事故防止対策会議(営業所内：毎月)

- 本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、運転士情報の共有

④運行管理者講習(当年の対象者)

- 一般講習 (NASVA)

⑤整備管理者講習(当年の対象者)

- 選任前研修又は選任後研修 (運輸支局)

⑥旅客自動車安全運転研修 (年2回)

- 専門施設で指導員による安全運転研修

⑦運行管理者(助役)研修(随時)

- 運行管理者のスキルアップ (NASVA)

⑧外部講習への参加(随時)

- 国土交通省認定セミナー (ガイドライン、リスク管理、内部監査等)
- バス協会主催等会議の参加 (飲酒講習会他)
- 近畿運輸局主催等会議の参加 (事故防止セミナー他)
- NASVA 適性診断活用講座の参加

⑨外部講師による教育(随時)

- 飲酒運転防止、安全運転講座等

6. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

	方法	時期	内容
①	取締役会	随時	安全マネジメントの決定。 安全方針の徹底、進捗状況の把握を行う。
②	管理者会議	毎月	運輸安全マネジメント関係報告等を行う。 事故発生状況報告を行う。 各種運動の啓発と浸透を図る。 各部業務連絡を行う。
③	事故防止会議	毎月	事故防止に対する対応策の策定及び検討
④	運転事故防止対策部会	毎月	本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、運転士情報の共有
⑤	経営協議会	随時	労使間での協議の場を活用して、安全に対する意識と情報の共有を図る
⑥	役員巡視	随時	役員による現場安全巡視

⑦	その他	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・社長、社務総括、チーム長、所長による示達 ・業務連絡による連絡・指示 ・ヒヤリハットの収集・共有 ・事故状況の共有 ・グレット掲示、リーフレット等の印刷物による通知 ・運輸業他社局事故報道記事の掲出
---	-----	----	---

7. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

同条第11号に関する報告(路上故障) 2件
 上記以外の事故はございません。

8. 輸送の安全に関する投資及び実績額

輸送の安全性向上を目的とした取り組み金額は、つぎのとおりであります。
 2025年度結果

事故件数	無責/有責の別				小計	死傷	車内	その他	計	車両故障
	無責	有責	有責							
			内 軽微	内 重大						
42	11	31	31	0						
有責事故分類										
衝突					小計	死傷	車内	その他	計	車両故障
正面	側面	追突	接触	物件						
1	4	2	14	6	27	0	2	2	4	2

9. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

バスジャック統一対応マニュアル【別紙-1】のとおり。

10. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するために、以下の必要な計画を作成し具体的に取り組んでまいります。

- ① 管理者会議及び事故防止対策会議の開催

- ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
- ・事故報告とその分析から対策を立案し実行する。
- ・各種運動の啓発と浸透を図る。
- ・飲酒運転撲滅のための運動と啓発を行う。
- ・本社各部及び営業所間で業務連絡を行う。

② 訓練及び研修

- ・「輸送の安全に関する教育及び研修の計画」に準ずる。

③ 安全運動及び行事等

- ・全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検等の安全運動等
- ・車内事故防止キャンペーン

④ 外部団体の主催する優良運転者表彰等への推薦

- ・近畿運輸局の道路運送事業等運転者永年勤続局長表彰等への推薦
- ・日本バス協会の優良バス運転者に対する会長表彰への推薦
- ・和歌山県交通安全協会の優良運転者表彰への推薦

⑤ 健康に起因する事故の防止対策

- ・健康診断結果を基に運転士へのケアの実施
- ・睡眠時無呼吸症候群検査
- ・ストレスチェック

1 1. 事故・災害に関する報告連絡体制

バスジャック統一対応マニュアルに準ずる。【別紙2】

1 2. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

内部監査の実施について

- ① 実施時期 2027年2月（予定）
- ② 内部監査委員会

	役職
リーダー	サービス推進チーム課長補佐
委員	経営企画チーム長
委員	和歌山バス那賀 業務課次長

- ③ 監査方法 内部監査手順書に基づき監査委員による経営トップ（社長及び安全統括管理者）に対するインタビューと営業所への立入監査及び所長へのインタビュー
- ④ *当該監査を受ける部署の委員を除く

内部監査後の手続き

内部監査終了後、管理者会議に監査結果を報告し、見直すべき点があれば、適正な是正措置及び予防措置を検討する。是正計画を立案し、改善結果の報告を受けてフォローアップ監査を実施して確認のうえ記録を保管する。

マネジメントレビューにて振り返りを行い、次年度以降に継続的な改善を要する場合は業務に反映することとする。

内部監査の実施結果（2025年度）

監査日時

2026年	2月12日	和歌山営業所帳票類の確認
		経営トップ兼安全統括管理者へのインタビュー
		営業所長へのインタビュー
		那賀営業所帳票類の確認
		那賀安全統括管理者へのインタビュー
		那賀営業所長へのインタビュー

監査講評及び所見

- ① 経営トップ以下が現状把握に努めるとともに、運輸安全マネジメントの趣旨を十分理解し、必要な対策を講じることについて、適切な指示を行い輸送の安全に関して積極的に取り組み、関与していることを確認いたしました。
- ② 和歌山バス・和歌山営業所、和歌山バス那賀・那賀営業所とも帳票類関係の保管状況は良好であることを確認いたしました。

13. 安全統括管理者

常務取締役 藤田和也

14. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

以上